

広島県告示第八百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

令和七年十月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部 の委任を解除した出納員	解 除 し た 事 務	解除した年月日
広島県立高陽東高等学校に 所属する次の職員 西尾 智美	当該出納員の所属する解の会計事 務（法第七十条第二項第二号及 び第七号に規定する会計事務を除 く。）	令和七年一〇月九日